

寄付と遺贈

上田 文雄

組織的・継続的な市民活動にとって、人材の確保と資金調達は必要不可欠である。アメリカのNPOに対する寄付金を所得控除とする税制は、NPOの寄付による資金調達を容易にし、市民にも寄付をする意欲を持たせているように思う。ある意味では、納税義務の履行という形での社会参加ではなく、市民の意志で納税されるべきお金の使い方を決められるという側面を持つことに魅力がある。

しかし、私たちの日常生活を振り返ってみると、寄付はとられるものという観念が強く、市民活動に自主的に寄付するという行動は定着していない。

そこでNPOの活動資金調達方法として市民や企業からの寄付の獲得を戦略として位置づけるためには、「寄付はとられるもの」という観念を打破し、「寄付」は資金提供という方法による「活動への参加」であるという市民の意識改革が必要である。そのためにはたとえば、環境保護の市民活動団体が寄付を募る際、その寄付金がどう役立つか、資金提供者に具体的によりリアルに理解できるよう説明し、その結果を報告(あなたの寄付金でこの木を植えたというように)することが最低限必要になる。そのことによって、寄付者がその活動に参加した一体感を感じ取ることができ、次の寄付への意欲を喚起することにつながるからである。最近では寄付を募っているNPOの活動などを紹介して募金業務を代行するNPOボラナビ倶楽部や「Gamba NPO」もある。寄付を募る側にも、寄付する側にも参考になろう。

寄付は市民の側から見ても、意義深いことである。問題意識はあっても、多忙な日常に追われ地域に根ざした市民活動に参加できない。意識を持とうとしても、じっくり考える時間と心の余裕がない。自分や家族の生活の場である地域社会には寝に帰るだけのお客さん状態。

寄付行為によって、地域社会に参加し役立っている満足感がえられ

るなら、それもまた一つの市民運動の獲得すべき目標ともいえる。

そのような寄付に対する積極的な認識を基礎にして、「遺贈」を受けることによる資金調達の方法も検討するべきである。「遺贈」は、遺言により財産を無償譲与することだ。人が死亡すると死者の財産は民法で定められた法定相続人が法定相続分を相続するのが通常だ。ただ、死にゆくものが生前に遺言という形式を整えた文書で、みずから財産の処分方法を定めておくと、死後にその意思表示の効力が発生する。遺贈は相続人に対しても、相続人以外のものに対してもおこなうことができる。たとえば、生前に介護NPOに大変お世話になった人が、感謝を込め、このNPOに遺産の一部または全部をNPOに役立てたいと考えたときなど、この制度を活用できる。

生前、市民運動に理解があった札幌の越智さんという方が、「北海道における市民運動育成活動資金として有効に活用することを希望する」というメッセージを添えて、NPO北海道会議に対して全財産の5分の1を遺贈した実例がある。その後同会議は「越智基金運営委員会」を設立し、毎年、NPO立ち上げ資金などに使ってもらうべく道内の市民活動団体から公募し、この3年間で延べ80団体に各10万円程度の資金提供をした活動の実績がある。

このような遺贈が実現したのは、遺言作成依頼を受けた弁護士が、財産の社会還元という観点からNPOへの遺贈という方法がある旨の助言をし、遺言者に大きな満足感を提供することができたことによる。この種の相談を受ける機会がある専門家(弁護士・司法書士・公認会計士・税理士など)が市民活動に関心を持つことも、NPO資金調達の方法を広げる意味で重要だろう。逆に言えば、資金調達を希望するNPOは、こうした専門家に対して、NPOへの遺贈の意義についての理解を得る努力をすることが大事である。世の中にはお金の有意義な使い方についての情報提供を必要としている人がたくさんいる。NPOが地域の弁護士会など、専門家団体に積極的にアプローチして、NPOへの遺贈を通じた財産の社会還元の意義を説いていくことが、最初の一歩ではなかろうか。